

令和 6 年 10 月 1 日から 屋外広告物の更新申請の手続きが変更になりました

令和 6 年 10 月 1 日申請分から、下記の 3 点について変更になりました。

下記の 1、2 については、3 年間の経過措置（令和 9 年 9 月 30 日まで）があります。

1. 自主点検者の資格要件を下記の 3 資格に変更（経過措置あり）

現状	変更後
屋外広告士	● 屋外広告士 ● 屋外広告物点検技能講習修了者 ● 特種電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
屋外広告物講習会の修了者	
（広告美術仕上げに係るもの）	
・職業訓練指導員	
・技能検定合格者	
・職業訓練修了者	
建築士	
電気工事士	
電気主任技術者	
（帆布製品製造に関して）	
・職業能力開発促進法による準則訓練の修了者	
・職業訓練指導員免許を受けた者	
・技能検定合格者	

2. 点検報告書の様式の変更（経過措置あり）

点検項目を現状の 7 項目から、17 項目に変更になりました（新様式は、裏面をご確認ください）

3. 更新手続き時の添付図書の変更

添付図書	現状	変更後
道路占用許可書（写し）	道路占用が必要な場合	道路占用が必要な場合
自主点検結果報告書	広告物の掲出高さが 4m を超える場合	広告物の掲出高さが 4m を超える場合
点検者の資格証（写し）	—	—
付近見取図	必須	必須
配置図・平面図	必須	—
立面図	必須	—
意匠図	必須	—
構造図	必須	—
現況カラー写真(2 方向以上)	必須	必須

お問合せ先 堺市建築都市局 都市計画部 都市景観課

TEL : 072-228-7432 FAX : 072-228-8468 E-mail : tokan@city.sakai.lg.jp

裏面もございます



堺市屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

堺市長 殿

（報告者）住所（所 在 地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市屋外広告物条例施行規則第8条第2項の規定により、屋外広告物の自主点検結果について、次のとおり報告します。

表示又は設置の場所		堺市 区	
設置年月日		年 月 日	
前回許可日及び許可番号		年 月 日 第 号	
点検日		年 月 日	
点検者			
資格名		第 号	
点検箇所	点 検 項 目	※異常の有無	修繕内容又は予定等（異常有の場合に記入し、広告物全体及び該当箇所を撮影した写真を添付すること。）
上部基礎部・構造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無	
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有・無	
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無	
支持部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・無	
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有・無	
取付部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無	
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無	
	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無	
広告板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無	
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無	
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無	
照明装置	照明装置の不点灯、不発光	有・無	
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無	
	周辺機器の劣化、破損	有・無	
その他	装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品の腐食、破損	有・無	
	避雷針の腐食、損傷	有・無	
	その他点検した事項（ ）	有・無	

注意

- 1 ※の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「報告者」とは、屋外広告物の許可を受けた者をいう。
- 3 広告物の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は「修繕内容又は予定等」欄に斜線を引くこと。